

奈良県告示第二百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

一 区域の名称

室生下田口（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

- 宇陀市室生下田口 一二一〇番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二一番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二二番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二三番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二四番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二四番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二六番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二七番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二八番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二九番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一二三〇番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 二七九一番の一の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県宇陀土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）